



帯広市

北海道地域福祉支援計画

資料 9



計画期間

6年

令和6年(2024年)4月～令和12年(2030年)3月

地域共生社会の実現に向けて



1 計画の趣旨目的（社会福祉法第108条）



★市町村への支援

この計画は、広域的な見地から、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるもの。

★福祉共通の取組

高齢者・障がい・児童福祉等の「上位計画」として、各分野で共通的に取り組むべき内容を掲載する。

2 策定のポイント



Point 1：「施策の柱」設定の考え方

道計画の役割である「市町村支援」や「福祉共通の取組推進」を一層明確化しつつ、法定項目との並びを整理。

Point 2：「施策項目」記載の考え方

共通取組のうち、重要な取組（市町村支援、生活困窮者支援、重層事業、孤独・孤立対策等）を重点的に記載。

3 主な施策の体系（5つの柱）



主題 安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現

① 市町村の体制づくり
…地域福祉計画の策定支援等

② 福祉共通の仕組みづくり
…セーフティネットなど分野横断的な支援の充実等

③ 地域福祉を支える人づくり
…地域福祉を担う人材の確保と資質向上等

④ 支え合いの基盤づくり
…福祉に関する相談支援体制の確立等

⑤ 暮らしやすい地域づくり
…住民主体による支え合いの地域づくり等

4 数値目標の設定



施策の柱1：体制づくり関係

(1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上
…地域福祉計画の策定市町村数：179市町村（策定率100%）

施策の柱2：仕組みづくり関係

(2) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進
…包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）

施策の柱3：人づくり関係

(3) 地域への支援を行う職種の配置推進
…C S W等の配置市町村数：179か所（配置率100%）

施策の柱4：基盤づくり関係

(4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保
…民生委員・児童委員の充足率の維持向上：充足率100%

施策の柱5：地域づくり関係

(5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進
…心のバリアフリーに関する認知度の向上：認知度80%

5 地域福祉の推進に関する取組例



市町村や関係機関・団体等が参考とすることのできる取組例を複数掲載。

- 地域福祉計画 ……別海町
- 生活困窮者支援 ……釧路社会的企業創造協議会
- 重層的な支援体制の整備 ……音更町
- 孤独・孤立対策 ……北海道NPOサポートセンター等
- ケアラー支援 ……北海道社会福祉協議会
- 共生型地域福祉拠点 ……江別市、京極町



地域特性に応じた市町村支援の充実を図りつつ、法制度の改正や社会情勢の変化を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて各般の施策を総合的に推進。

1 地域福祉の定義

- ▶ 地域福祉とは、地域における多様な生活ニーズへの対応に向けて、住民が主体的に関わり、互いに支え合う仕組みのこととされている。
- ▶ その内容は多岐にわたるが、実践主体ごとの主な取組を挙げると、次のとおりとなる。



1 行政や関係機関、事業者等

地域生活課題の解決に向け、福祉の各分野における共通的な取組（生活困窮者支援や権利擁護、重層事業など）を推進し、包括的な支援体制を構築する。



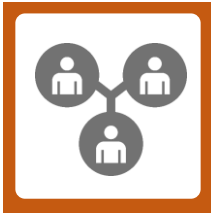
2 社会福祉協議会

民間による福祉活動の中核となる法人として、住民主体の社会参加やボランティア活動、福祉教育の推進などを担う。



3 民生委員

住民にとって身近な相談相手であり、支援を必要とする方と行政や専門機関とのつなぎ役になるなど、地域福祉の中心的な担い手として活動する。



4 地域住民や地縁団体等

地域住民や町内会等の地縁団体が主体的に「自分が暮らしたい地域」を考え、ボランティア活動や見守り支援、まちづくりなどの取組に参画する。

2 計画の趣旨目的

- ▶ 都道府県の地域福祉支援計画は、社会福祉法の規定により、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるよう努めるものとされている。
- ▶ 内容については、高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な事項を記載する、福祉分野のいわゆる「上位計画」として位置付けられている。



都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条）

〔平成30年4月
改正法施行〕



Point 1 市町村への支援

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。



Point 2 福祉共通の取組

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する。

3 主な施策の体系

- ▶ 都道府県計画は、福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項をはじめ、社会福祉法に規定する5つの事項を一体的に策定することとされている。
- ▶ 本計画では、次の5つを施策の柱に定め、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」に向けて、各般の施策を総合的に推進していく。

（共通理念）市町村における地域福祉の支援

1		市町村の 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 【1】 地域福祉計画の推進支援 【2】 市町村の地域特性に応じた広域的支援 【3】 地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり
2		福祉共通の 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 【1】 セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実 【2】 制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築 【3】 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援
3		地域福祉を支える 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 【1】 地域福祉を担う人材の確保と資質向上 【2】 地域福祉を支える人材の養成 【3】 地域福祉の核となる次世代の育成
4		支え合いの 基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 【1】 福祉に関する相談支援体制の確立 【2】 地域福祉の基盤となる体制づくり 【3】 福祉サービスにおける基盤整備の促進
5		暮らしやすい 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 【1】 住民主体による支え合いの地域づくり 【2】 ユニバーサルデザインと多文化共生のまちづくり 【3】 災害時に備えた地域支援体制の構築



4 具体的な取組：1 市町村の体制づくり

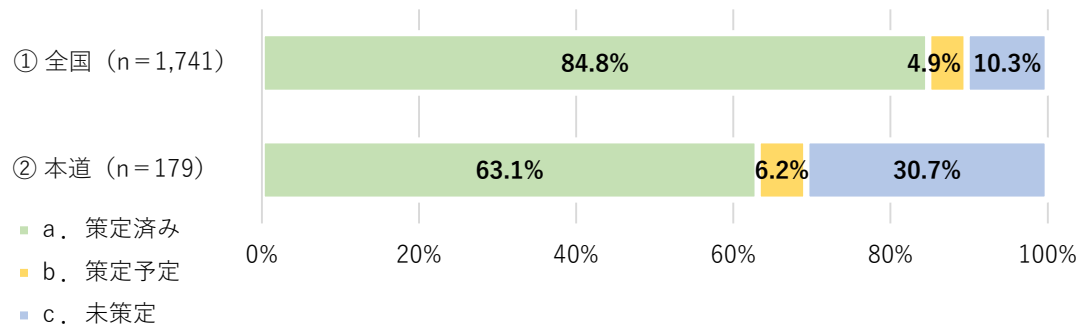
1 施策の概要

地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すための法定計画であることから、全ての市町村で策定され、必要に応じた見直しが行われるよう推進していく必要がある。

市町村の人口規模や社会資源の状況は様々であるため、振興局や保健所等が地域ごとに助言を行うなど、多様性を持った計画策定が可能となるよう支援を行うもの。

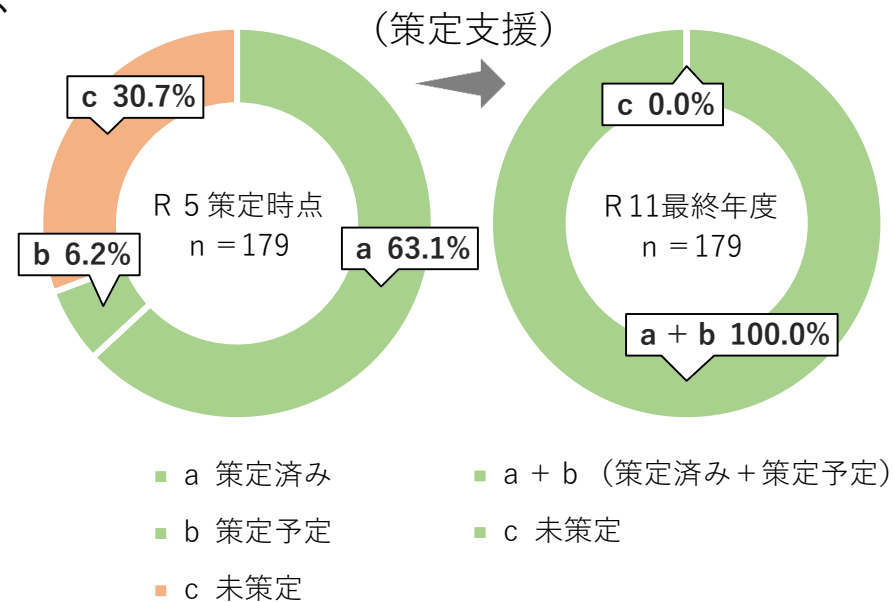
2 主な取組内容

道内市町村の計画策定率は63.1%となっており、全国平均（84.8%）を下回る状況が認められているため、人口規模等に応じた個別の現地訪問を行い、社協による地域福祉活動計画との一体的な策定例を紹介するなど、地域の実情に応じた計画が策定されるよう効果的な支援を行っていく。



3 数値目標

★市町村における地域福祉計画の策定率向上



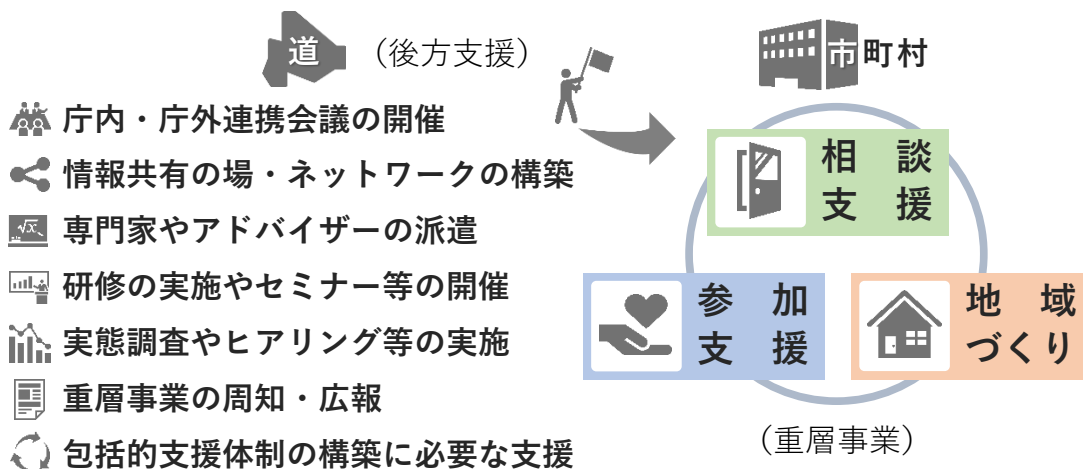
4 具体的な取組：2 福祉共通の仕組みづくり

1 施策の概要

近年、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しており、既存の制度のみでは対応が困難な場合も生じていることから、地域福祉を推進していくに当たっては、福祉の各分野において共通的に取り組むべき事項を明らかにした上で、生活全般にわたる包括的な支援が提供できる仕組みが構築されるよう市町村を支援するもの。

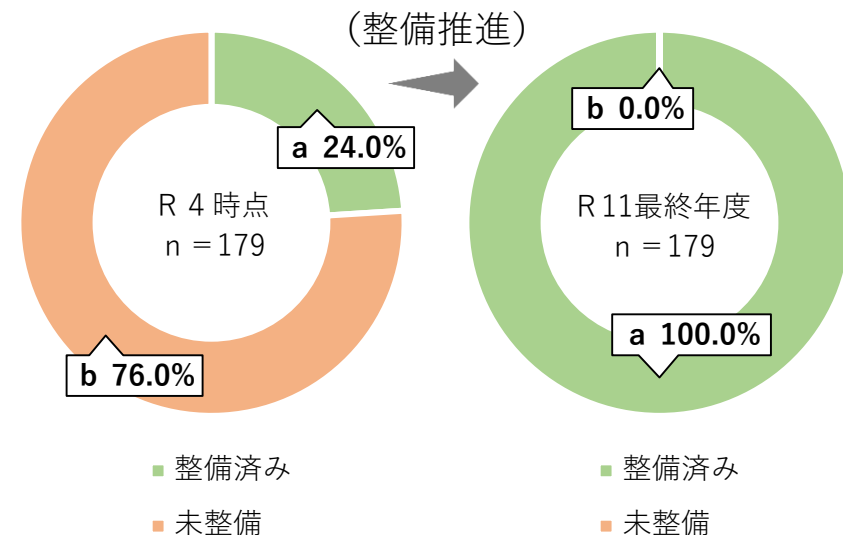
2 主な取組内容

福祉共通の取組として、生活困窮者支援や権利擁護支援の充実を図るほか、制度の狭間にある課題へ対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制が整備されるよう、市町村への後方支援を行っていく。



3 数値目標

★市町村における包括的支援体制の整備推進



4 具体的な取組：3 地域福祉を支える人づくり

1 施策の概要

地域住民の生活課題を総合的に把握し、制度の相違を超えた適切なサービスが効率的に提供される支援体制の構築には、相談機関にソーシャルワーク機能を充実させる必要がある。

こうした発見・把握の取組や関係機関との連携調整等を担う専門職として、コミュニティソーシャルワーカーなどの支援者を養成し、地域福祉の推進につなげるもの。

2 主な取組内容

地域共生社会の実現に向けては、コミュニティソーシャルワーカーの果たす役割が重要となるため、北海道社会福祉協議会が実施する養成研修への助成を行うなどして、「個人への支援」と「地域への支援」を同時に行う職種を確保していく。

Community
Social
Worker



8つの機能

- (1) 広範なニーズへの対応
- (2) 本人の解決能力の向上
- (3) 連携と協働
- (4) 個と地域の一体的支援
- (5) 予防的支援
- (6) 支援困難事例への対応
- (7) 権利擁護活動
- (8) ソーシャルアクション



① 個別支援
(ケースワーク)

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 相談者のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足等

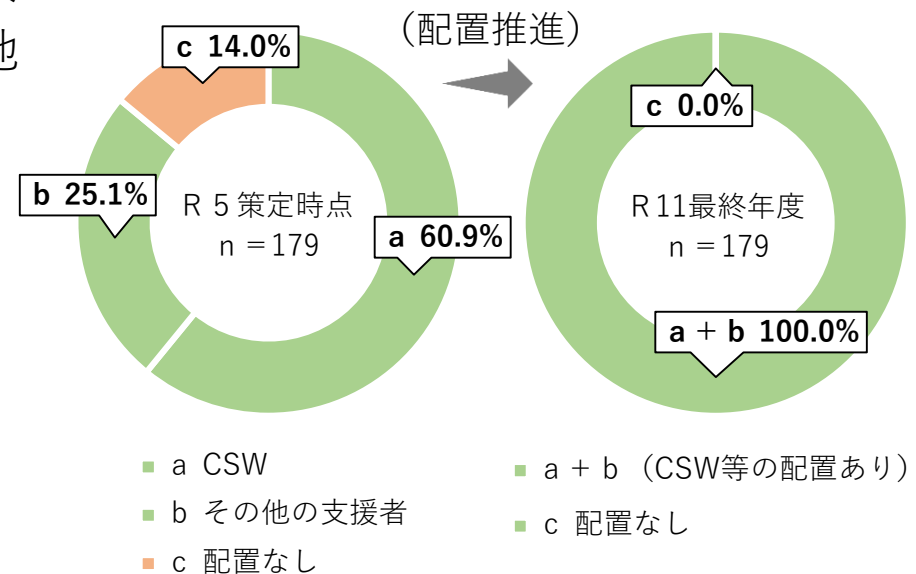
↑
↓

② 地域支援
(コミュニティワーク)

- 地域全体の課題の発見
- 地域のアセスメント
- 業種横断的な社会資源との関係形成等

3 数値目標

★地域への支援を行う職種の配置推進





4 具体的な取組：4 支え合いの基盤づくり

1 施策の概要

地域福祉の推進には、行政のみならず、住民や民間事業者など多様な構成員の参加・協働が求められており、それぞれが合意形成しながら互いに連携する仕組みを作ることが重要。

地域生活課題を解決に向けて、専門職によるアウトリーチ支援や民生委員・児童委員による見守り等を行い、必要時に支援が届けられる環境や基盤を整えるもの。

2 主な取組内容

市町村の包括的な支援体制の構築に向け、住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動がより円滑に行えるよう、計画的な研修や民生委員制度の普及啓発の強化等に取り組んでいく。



民生委員・児童委員が活動するための総合的・計画的な研修

✓ 地域福祉の推進



① 民生委員制度の普及啓発



② 民生委員活動の調査研究



③ 推進会議の開催



道

協働
連携



✓ 民生委員の活動支援

① 民児協による研究協議会



② スキルアップ支援



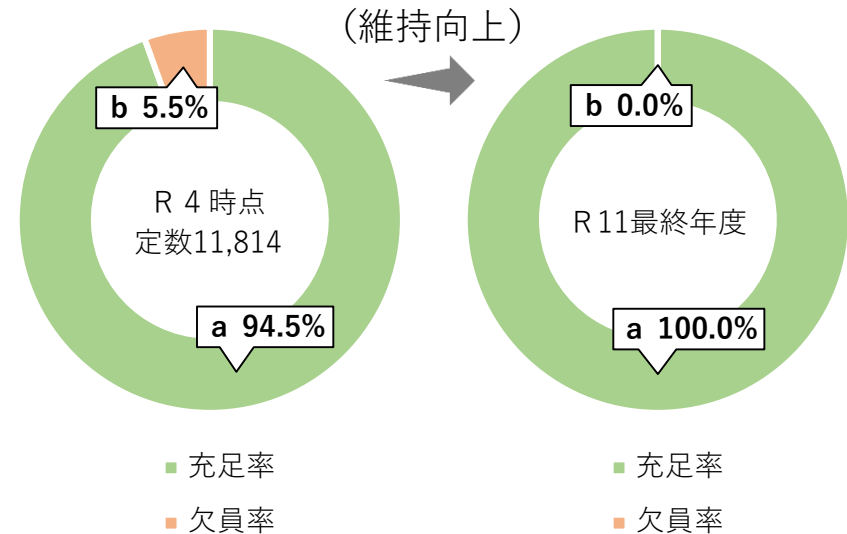
③ 民児協の活性化



④ 民児協のリーダー養成

3 数値目標

★民生委員・児童委員の継続的な担い手確保





4 具体的な取組：5 暮らしやすい地域づくり

1 施策の概要

誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現には、社会的孤立や排除といった課題の解決を図りつつ、多様な主体が参画し、地域をともに創っていくことが求められる。

こうした認識のもと、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方により、全ての人にとって生活しやすいまちづくり・ものづくりを目指すもの。

2 主な取組内容

福祉のまちづくりに向けては、ハード・ソフトの両面から総合的にバリアフリー化を進めることが必要であり、これに加えて、全ての人々が相互に理解を深めて支え合うことができるよう、「心のバリアフリー」の推進を図っていく。

気運醸成のための広報啓発

心のバリアフリーに関する普及啓発の担い手となる「福祉のまちづくりサポーター」を募集し、その活動を促進。

心のバリアフリー

①
ハート
(Heart)

ハード・ソフトからハートへ

公共的施設の整備基準

病院やスーパーなど、多数の方が利用する施設について、道が定める整備基準に適合させることを努力義務化。

(Hard)
ハード
②

(Soft)
ソフト
③

取組推進のための指針

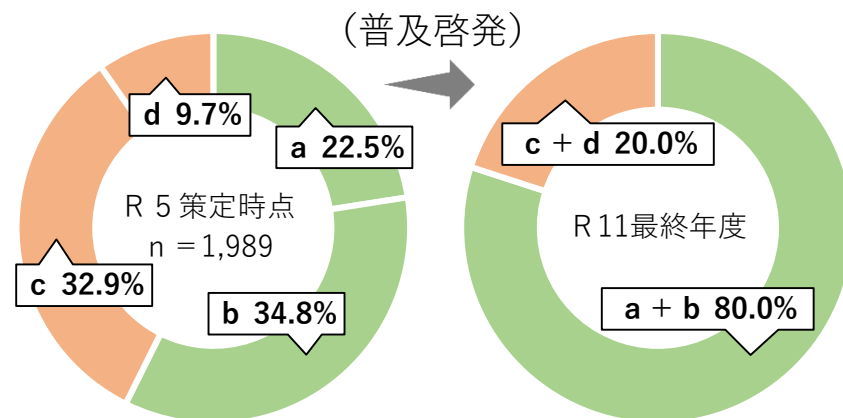
道や市町村、事業者、道民が福祉のまちづくりの重要性を理解し、一体となって取り組むための指針を策定。

優れた取組への奨励と周知

福祉的配慮に優れた公共的施設等の表彰を実施し、受賞者の取組をホームページやパネル展等で広く周知。

3 数値目標

★心のバリアフリーの理解と普及の推進




- a よく知っている
- b だいたい知っている
- c あまり知らない
- d 知らない
- a + b (知っている)
- c + d (知らない)

5 地域福祉の推進に関する取組例：1 別海町による地域福祉計画

- ▶ 内容や構成に工夫が講じられているものであって、主に町村が参考にしやすいと考えられる策定例を掲載。

別海町による地域福祉計画の概要



別海町
BETSUKAI
<https://betsukai.jp>

🎯 基本理念


「目くばり 気くばり 心くばり
共に支え合い
安心して暮らせるまちづくり」

123 基本目標

- 1 **思いやりの心と人づくり**
人材育成と地域福祉活動の推進
- 2 **助け合う関係づくり**
居場所づくりや相談体制の確保
- 3 **安心の地域づくり**
外出支援や権利擁護の推進


- 町民（近所）
- 地域共同体
- 事業者や団体
- 町社協
- 行政（役場）

各々が地域福祉の担い手となることについての意識を醸成



別海町による計画のポイント

- ✓ 町民・地域・事業者・社協・役場の役割を明確化
- ✓ 広く読まれるための可読性やデザインに配慮した構成
- ✓ 町の他計画や社協の実践計画、道計画との関連性を整理
- ✓ 成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定



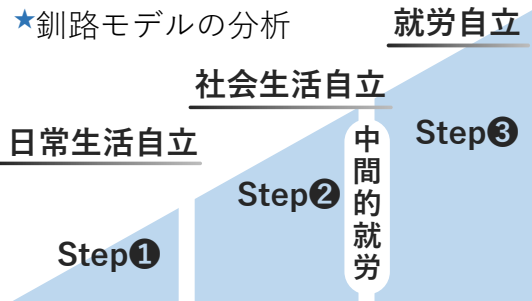
5 地域福祉の推進に関する取組例：2 釧路管内における生活困窮者支援の取組

- ▶ 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援機関として先駆的な存在であって、中間的就労に関する知見と経験を有する法人の取組例を掲載。



- ▶ 社会福祉協議会
- ▶ 地域包括支援センター
- ▶ 民生委員・児童委員、保護司会
- ▶ 医療機関、NPO
- ▶ 若者支援機関（サポステ）
- ▶ 母子家庭等就業・自立支援センター
- ▶ 弁護士会・法テラス、警察
- ▶ 消費者センター

電話や問い合わせフォームによる相談対応のほか、アウトリーチ型の支援として、弁護士会・法テラスと連携した巡回相談「何でも無料相談会」を実施。

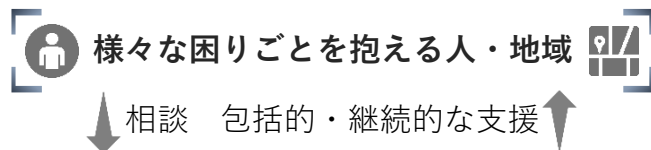


取組のポイント

- ✓ 官民の多様な機関・団体等と連携した生活困窮者支援の実施
- ✓ 利用者の能力に応じた中間的就労のプログラムを提供
- ✓ 支えられる側であった人が支える側にもなる地域づくりの実践

5 地域福祉の推進に関する取組例：3 音更町による重層的支援体制整備事業の取組

- ▶ 複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築に向け、特徴的な取組を行っている町村部の実践例を掲載。



1 包括的相談支援（行政の相談窓口）

[分野]

- 地域包括支援センター 高齢者
- 基幹相談支援センター 障がい
- 子育て世代包括支援センター 子育て
- 生活相談窓口 困窮
- 町の関係窓口 その他

複雑化・複合化した課題

包括化推進員

- ✓ 保健福祉の各課に有資格者（社会福祉士・保健師）の推進員を配置。
- ✓ 各分野の連携・協働に中心的な役割を果たす職員として活動。

- ▶ 情報集約、プラン作成
- ▶ ケース会議の開催
- ▶ 社会参加の環境調整
- ▶ 定期訪問等の定着支援

- 1 取組の柱：断らない相談窓口の徹底
有資格者を中心に包括的な相談対応を実施。
- 2 取組の柱：共生と地域包括ケアの推進
介護分野の取組を他分野へ拡大・発展。

2 参加支援・アウトリーチ・多機関協働

社会参加が必要な方と受入先の調整や定期訪問等のフォローアップなどを実施。

連携・協働支援

関係機関・事業所等

- ▶ 町社会福祉協議会
- ▶ 民生委員・児童委員
- ▶ 福祉サービス事業所
- ▶ 教育関係事業所
- ▶ その他関係機関

取組のポイント

- ✓ 有資格者の活用により、横の連携と専門性を強化した相談体制を構築
- ✓ 重点的に取り組む柱を独自に設定

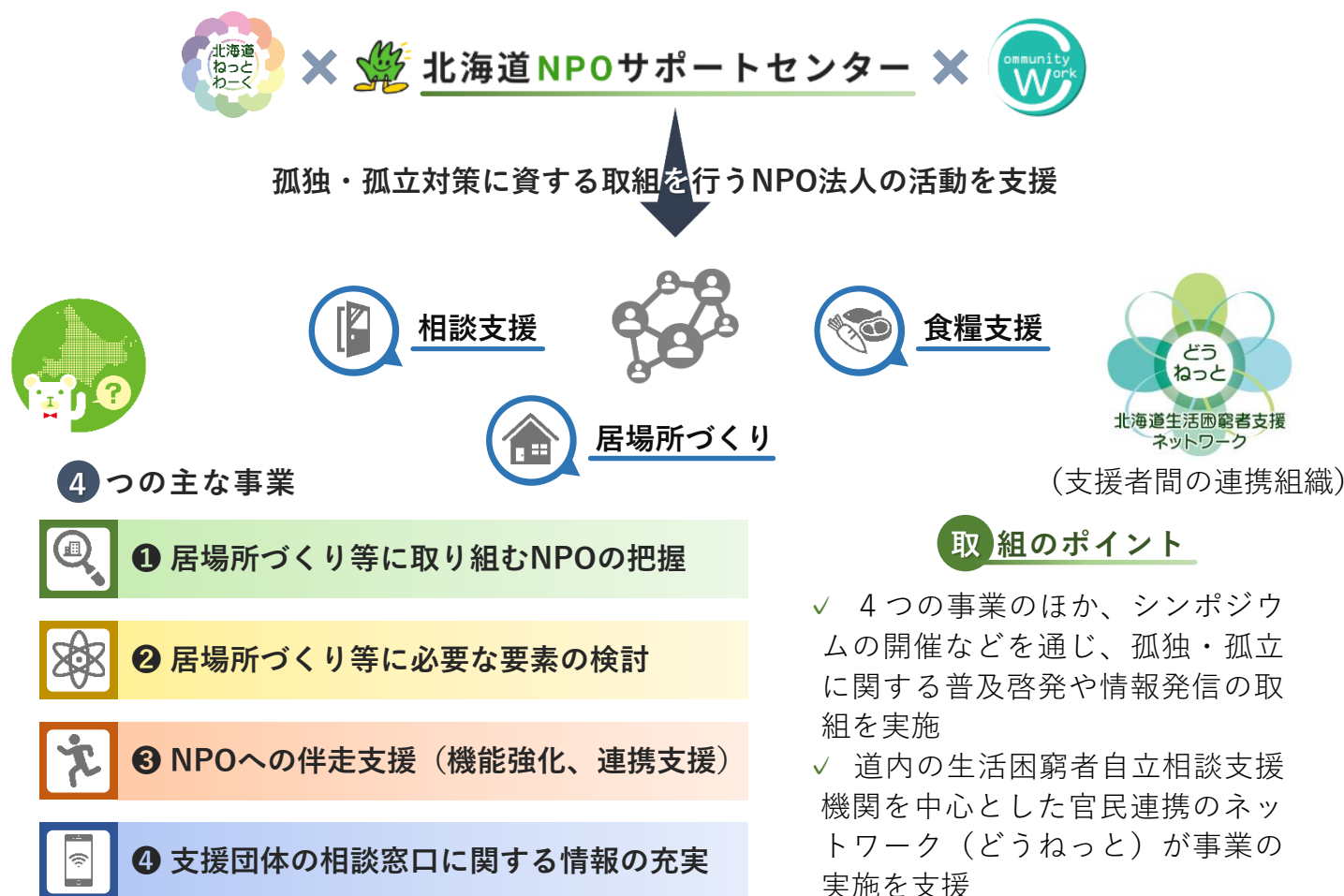
3 地域づくり（交流の機会創出など）

社会的孤立の発生を防止し、多世代の交流や多様な活躍の場を創出する行事などを実施。



5 地域福祉の推進に関する取組例：4 孤独・孤立対策に関する中間支援組織の取組

- ▶ 令和6年4月に法施行を控えている孤独・孤立対策について、モデル事業としてNPO法人等の支援を行う中間支援組織の取組例を掲載。

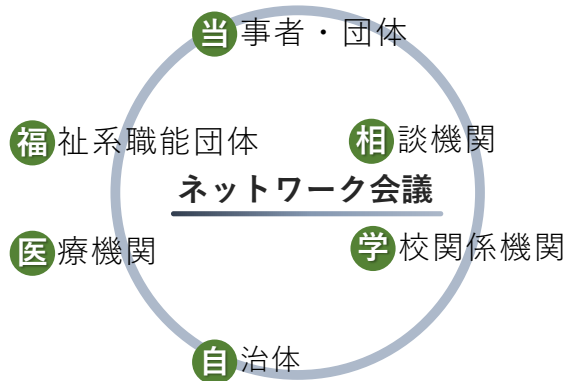


5 地域福祉の推進に関する取組例：5 ケアラー支援推進センターの取組

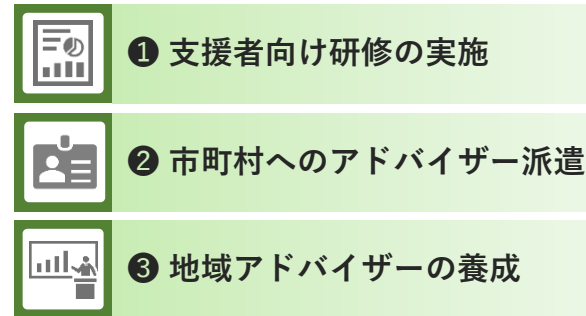
- ▶ ケアラー支援に関する道の独自条例の施行を受け、当該支援を地域福祉の重要課題と捉えて、普及啓発や研修事業等を行う道社協の取組例を掲載。



- 1 地域社会全体に対するケアラー支援の周知・啓発
- 2 行政・関係機関・当事者・当事者組織のネットワーク構築
- 3 行政・関係機関職員向けの研修と専門職の育成
- 4 ケアラー支援に取り組む自治体等へ支援とアドバイザー派遣
- 5 行政・関係機関等へのケアラー支援に関する情報提供



- 運営委員会が企画する取組の実施をネットワークが支援。
- 運営委員会は、学識経験者や行政、相談機関、市町村社協議、当事者支援団体等の計11名で構成。



取組のポイント

- ✓ ケアラー支援の全国組織である日本ケアラー連盟と情報共有の上、連携・協働しながら各種の取組を推進
- ✓ 福祉分野の幅広い関係者による企画・検討体制を確保

5 地域福祉の推進に関する取組例：6 共生型地域福祉拠点の取組（江別市）






- ▶ 住民が集い、互いに支え合う交流の場である「共生型地域福祉拠点」のうち、主に都市部にとって参考になると考えられる取組例を掲載。



ココログネバフ

江別版CCRC
生涯活躍のまち拠点地域

★主な取組

-  **高等養護学校との連携・障がい者支援**
施設や農園での就業体験、卒業後の就職・定住等
-  **社会参加を促す仕組み**
交流農園の活用や市内大学との連携、イベント等
-  **地域交流**
パン工房や温泉施設、多世代交流サロンの運営等
-  **住まい・住み替え支援**
サ高住等への住み替え・移住に関する相談対応等
-  **介護・医療・子育てサービス**
特養や企業内保育所の運営、市立病院との連携等

取組のポイント

- ✓ 活力あるまちづくりを目指し、市や事業者、自治会、商店街、市内4大学などが連携
- ✓ 道内障がい者や子ども、若年層、高齢者など、多様な主体が交流できる複合拠点として整備
 - 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設
 - サ高住、障がい者グループホーム
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 企業主導型保育所
 - パン工房、レストラン（就労A型）
 - 天然温泉施設

5 地域福祉の推進に関する取組例：7 共生型地域福祉拠点の取組（京極町）

- ▶ 住民が集い、互いに支え合う交流の場である「共生型地域福祉拠点」のうち、主に町村部にとって参考になると考えられる取組例を掲載。



主な取組



1 支えあいステーション



会員同士で暮らしの困りごと（通院や買い物、掃除、草刈り等）を支え合う活動

主な取組



2 コミュニティカフェ



地域職等やサロン活動など、住民が気軽に参加し、活動できる居場所

取組のポイント

- ✓ 「支え手」と「受け手」のどちらにもなることができる有償ボランティアの仕組みにより、地域における相互扶助の意識を醸成
- ✓ 体操や編み物、地域食堂としての機能に加え、オレンジカフェの役割も果たすなど、月々多様なイベントを設定することで、地域住民が広くつながることのできる居場所を提供

令和5年12月

パブリックコメント（道民意見提出手続）実施予定



北海道地域福祉支援計画



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chiikihukushishienkeikaku.html>